破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３３号
富山市布瀬本町８番地４　アリス107号
債務者　山口麻紀子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５９１号
大阪府高槻市芝生町２丁目35番５―203号
債務者　吉田　幸江
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２１号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　伊佐　則夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７号
福島県いわき市小名浜字鳥居北93番地の12、前住所福島県いわき市四倉町字東１丁目68番地の９
債務者　新妻　秀和
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５２号
山形県天童市大字芳賀42番地
債務者　寺岡　　明
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
岩手県一関市弧禅寺字山田65番地
債務者　木村　　賢
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５３０号
愛知県刈谷市井ケ谷町後口田50番地４
債務者　菅野　勝紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目11番９号　アーバン大河原202号
債務者　大津　　充
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１４号
横浜市旭区東希望が丘130番地の20
債務者　園田智香子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８３号
神奈川県大和市南林間４丁目７番17―407号
債務者　竹内　洋子（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９４２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　市営本地荘９棟207号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目31番５号　保恵ビル203号
破産者　鄭　　任
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９３号
名古屋市守山区鳥羽見１丁目19番22号　守銀ビル201号
破産者　高谷　　繁
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６４号
京都市山科区小山北溝町16番地の18
破産者　野崎　弘安
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
京都市伏見区桃山水野左近東町26番地
破産者　井上　亮介
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1016番地２、前住所京都府与謝郡与謝野町字幾地1543番地１
破産者　宇野　智之
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１８号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1016番地２、前住所京都府与謝郡与謝野町字幾地1543番地１
破産者　宇野　節子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６０４号
広島市安佐北区大林町3118番地
破産者　笠井　和子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部